

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要

1 竹の内産廃処分場の概要

- ①所在地: 村田町大字沼辺字竹の内前13番地 他
- ②種類: 安定型産業廃棄物最終処分場
- ③設置届出: 平成2年8月6日
- ④処理能力(最終): 埋立面積 6.74ha, 埋立容量 35万4千 m^3
- ⑤推定埋立量: 埋立面積 8.76ha, 埋立容量 102万8千 m^3
- ⑥埋立終了届出: 平成13年5月23日



A 処理基準に違反した埋立処分

- 許可容量・区域を超えた埋立
- 許可外の廃棄物の埋立

B 生活環境保全上の支障

- 硫化水素等の有害ガス及びその悪臭による日常生活への影響
- 有害物質の拡散による地下水汚染(耕作地への影響)のおそれ

C 事業者等へ措置命令

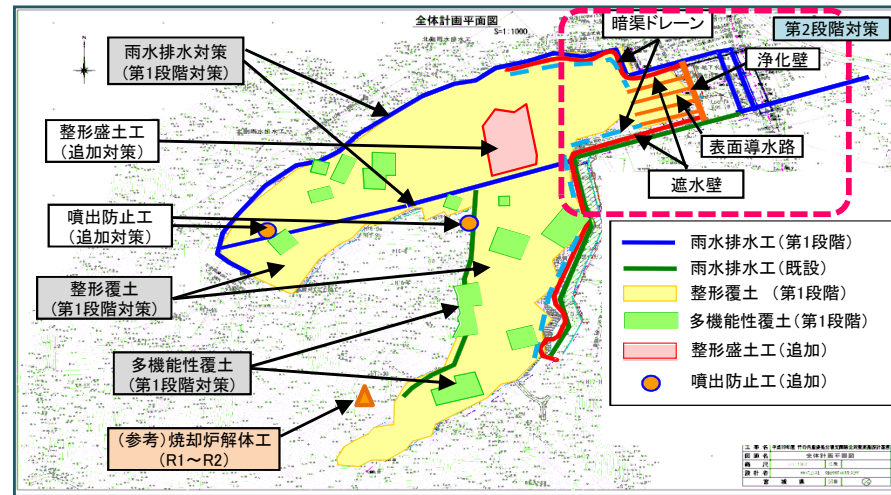
- 生活環境保全上の支障除去のため措置命令を发出
(平成14年度以降15回发出)

D 県が行政代執行へ

- 措置命令が履行されたのは最初の1回のみで、2回目以降は県が行政代執行

2 支障除去対策の実施

「B 生活環境保全上の支障」を除去するため、平成19年度以降、県は以下の支障除去対策を講じてきた。



- (注) 第2段階対策については、環境モニタリングの結果、場内保有水の汚染物質の濃度が上昇し、場外周辺地下水の汚染物質の濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれがある場合に講じることとしている。
- (注) 隣接地に残置されていた焼却施設は老朽化に伴う多数の穿孔が見られ、内部のばいじん等が飛散・流出するおそれがあると認められたことから、その防止に係る措置命令を发出したが、被命令者が着手しなかったため、県が行政代執行により支障除去対策とは別に解体工事を実施した。

3 処分場の現状

(1) 環境モニタリングの実施

- これまでのところ、場内浸透水の汚染物質の濃度が上昇し、場外周辺地下水の汚染物質の濃度が継続的に上昇するといった状況になっていないため、第2段階対策を講じる必要性はないと判断している。
- 令和3年度下半期の主なモニタリング結果の概要は別紙のとおりであり、廃棄物処理法で定める廃止基準を満たしていない項目はあるが、周辺生活環境への影響は概ねないとの答申を有識者の委員で構成する評価委員会から得ている。
- 引き続きモニタリングを継続し、周辺環境への影響を考慮しながら、当処分場が廃止に至るまで維持管理を継続していく。

(2) 維持管理の実施

定期的な処分場内の設備、観測井戸等の点検や除草、側溝清掃等を実施し、適切な管理に努めている。

4 令和4年度のトピックス

- 上記3のとおり、環境モニタリングの一部項目は廃止基準を満たしていないものの、長期間にわたり基準に適合している等、数値が安定している項目が複数存在するため、当該項目の調査頻度等を見直すこととし、9月に開催した評価委員会において、「123の調査項目中57項目において頻度の縮小または調査を終了する」としたモニタリング計画改正案について諮問したところである。
- その一方、これまで行ってこなかった立体的な汚染物質分布調査の実施を検討している。
本処分場においては、これまで汚染物質の平面的な分布調査を行ってきたところであるが、立体的な汚染分布を把握することで、より効率的なモニタリングにつなげていけるものと考えている。今後、評価委員会の意見を聴きながら具体的な調査手法等を検討することとしている。